

令和6年度から 国民健康保険税の 税率が変わります

●改正の背景

国民健康保険制度は愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。広域化により県が医療費を全額補填する代わりに、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納付することになりました。県が医療費を全額負担することにより、市町村は医療費の急激な増加にも対応できるようになり、

安定的な財政運営が可能になりました。

●税率の改正

国民健康保険事業費納付金に必要な税額の財源は、国民健康保険税で賄うことが原則で、一般会計からの法定外繰入金は段階的になくすという方針が国および愛知県から示されました。そこで、令和6年度からは国民健康保険事業費納付金に必要な税額を国民健康保

険税だけで賄うため、平成30年度から2年度ごとに4段階に分けて税率を改正しました。

これまでの計画では、令和6年度から国民健康保険事業費納付金のすべてを国民健康保険税で賄う予定でしたが、令和5年度の国民健康保険税の税収が大幅に不足し、一般会計からの法定外繰入金が大幅に増加する見込みとなりました。

令和6年度の税率【()内は令和5年度の税率】

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.20% (6.01%)	2.56% (2.12%)	2.11% (1.68%)
均等割	31,900円 (29,700円)	10,300円 (8,300円)	11,200円 (10,100円)
平等割	23,100円 (23,900円)	7,900円 (変更なし)	6,100円 (6,000円)

影響額

例

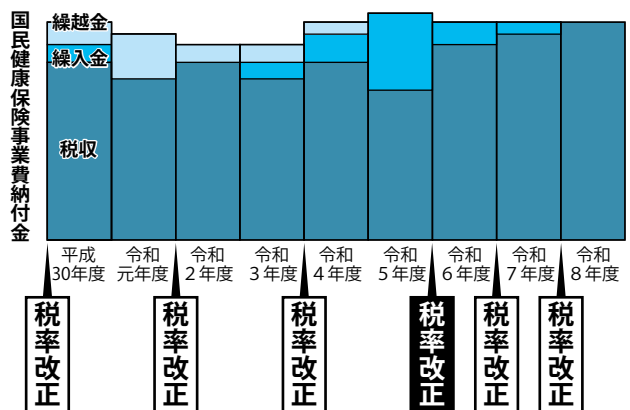
4人世帯

うち介護分該当2名、世帯での課税所得400万円の場合

【改正前】602,400円 → 【改正後】703,100円

計画通り税率の改正を行うと、被保険者への税負担の影響が大きくなってしまいます。一方で、一般会計からの法定外繰入金を縮減する必要もあるため、令和8年度から国民健康保険事業費納付金に必要な税額を国民健康保険税で賄う計画に変更しました。現在の税率では国民健康保険事業費納付金に必要な税額を賄うことができないため、令和8年度まで愛知県が示す東浦町の標準保険料率に基づき、

令和8年度までの国民健康保険税の税率改正予定 (イメージ)



毎年税率見直しを行います。

国民健康保険制度および国民健康保険税についてご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ

・保険税について

税務課 内線119

・保険証・医療費について

保険医療課

内線154



国民健康保険税



税率変更について

介護保険料を改定します

第9期

知多北部広域連合 介護保険事業計画 (令和6～8年度)

65歳以上の第1号被保険者の皆さんに納めていただく介護保険料を改定しました。

●介護保険料が年金から天引きされている方

前半(4・6・8月)の保険料を2月分に天引きした額と同額で天引きします(仮徴収)。10月からの本徴収分の通知は「令和6年度保険料額決定通知書」を7月に発送します。

●新たに65歳になった方や町内に転入された方のうち、年金保険者(日本年金機構、共済組合など)から知多北部広域連合に連絡のあった方

年金からの天引き(特別徴収)に切り替えますので、該当の方には都度通知します。

令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象	年額保険料	
1	・生活保護受給者または中国残留邦方等支援給付受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額が80万円以下の方	自己負担21,400円 (公費負担12,900円)	
2	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	自己負担 36,500円 (公費負担15,100円)	
3	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	自己負担 51,600円 (公費負担400円)	
4	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	67,800円	
5	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	75,300円	
6	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	90,400円
7		120万円以上210万円未満の方	98,000円
8		210万円以上320万円未満の方	113,000円
9		320万円以上420万円未満の方	128,100円
10		420万円以上520万円未満の方	143,200円
11		520万円以上620万円未満の方	158,300円
12		620万円以上720万円未満の方	173,400円
13		720万円以上800万円未満の方	180,900円
14		800万円以上1,000万円未満の方	188,400円
15		1,000万円以上の方	196,000円

詳細は、知多北部広域連合ホームページまたは役場ふくし課にある「第9期知多北部広域連合介護保険事業計画(概要版)」を確認してください。

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261



知多北部広域連合
ホームページ